

緊急開催
参加無料

令和2年4月1日(中小企業は2年後)防止対策義務化

パワハラ等防止対策セミナー

ご 案 内



労使紛争ワースト1のパワハラ！ 相談体制の整備等の雇用管理上の措置が義務化されます

今まで法的な定義、規定がなく民事問題とされてきたパワーハラスメントが、労働施策総合推進法が改正され、企業には相談体制の整備等のパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が、令和2年4月1日以降(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)課されます。

そこで愛知県下各労働基準協会では、今後パワハラ等防止対策総合支援事業を実施し、その一環として8月26日(月)に「パワハラ等防止対策セミナー」を緊急無料開催いたします。

社内外の健全な人間関係形成のため、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

主 催 愛 知 県 下 各 労 働 基 準 協 会

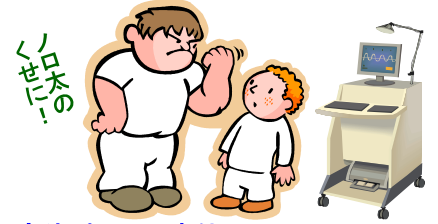
名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・江南・津島・西尾 労働基準協会

労使紛争ワースト1のパワハラ！ 相談体制の整備等の雇用管理上の措置が義務化されます

1. こんなに多いパワハラ事件

いじめ・嫌がらせ(パワーハラスメント)は、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度では、平成29年度の総合労働相談コーナーの民事上の個別労働紛争相談件数が72,067件と6年連続トップ。都道府県労働局長の助言・指導申出が2,249件で5年連続トップ。紛争調整委員のあっせん申請が1,529件で4年連続トップ。労使紛争の不動のワースト1の事件となっております。

また、平成29年度の精神障害の労災支給決定の決定要因では、506件中88件(第1位)が、(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けたことであり、パワーハラスメントをめぐる加害労働者や企業に賠償を命じた裁判も多数あります。



病院パワハラ事件(埼玉地裁 平成16年)

いじめが理由で自殺した21歳の准看護師の両親に、加害者の看護師に1000万円、いじめを放置した病院に500万円の慰謝料支払を命じた。

2. パワハラ対策が法律上の義務に

令和元年5月29日の改正女性活躍推進法等の成立に伴い、労働施策総合推進法が改正され、企業には相談体制の整備等のパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が、令和2年4月1日以降(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)課されることとなりました。

今後パワーハラスメント防止のため事業主が講ずべき措置の指針が策定される予定ですが、この指針には顧客によるサービス提供者への過剰なクレームや迷惑行為となるカスタマーハラスメントや、就活生に対するセクシャルハラスメントの防止対策も示される見通しです。



法改正の内容

- ・パワハラ防止措置を企業に義務づけ
- ・相談、適切対応の体制構築等の措置を講ずる
- ・相談した労働者等への不利益扱いを禁止
- ・行政は指導勧告等ができ、悪質時は公表
- ・紛争は紛争調整委員会の調停対象となる
- ・今後幅広いハラスメントを加えた指針を策定

3. これが防ぐべきパワハラだ！

パワーハラスメントについては従来は法的な定義はありませんでしたが、今回の法改正により「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」と初めて法的な定義が示されました。

該当する行為として厚生労働省の職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議が平成24年に示した6つの行為類型があります。今後指針にてさらに具体的な例が示される予定です。

パワーハラスメント
6つの行為類型



身体的な攻撃



精神的な攻撃



人間関係切り離し



過大な要求



過小な要求



個の侵害

パワハラ等防止対策セミナーを緊急開催します。 参加無料です

愛知県下各労働基準協会では、改正法のパワーハラスメント等防止対策推進のための無料セミナーを緊急開催します。パワハラについて貴重なお話をいただける労働専門家が講師ですので、ぜひともご参加願いますようご案内申し上げます。

1. ご案内

- 日 時 令和元年8月26日(月) 午後1時30分～午後4時30分
- 会 場 イーブル名古屋「ホール」 名古屋市中区大井町7番25号
※地下鉄 名城線「東別院」下車1番出口から東へ徒歩3分
- 参加費 無 料 ●定 員 350名(全イス席です)
- 対 象 労務人事・安全衛生部門責任者、担当者、社会保険労務士等の労働専門家

2. 内 容

(1)法の求めるパワーハラスメント等防止対策と 企業に必要な措置

講師 フローリッシュ社労士事務所 所長
特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー 新美智美氏

【講師プロフィール】

シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からハラスメント、メンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や愛知県下各労働基準協会が主催するハラスメント防止研修、ハラスメント相談窓口担当者研修、メンタルヘルス研修、社員研修等の講師を数多く行っている。また、労働基準協会が実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。



年間100講演。パワハラ問題で今最も人気の講師です。

特別講演

(2)パワーハラスメント等を巡る判例と企業の責任

講師 宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏

【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。愛知県下各労働基準協会が開催する、当該年度の労働の動向を聴くセミナー・労働問題総合対策セミナーの特別講演講師、労働トラブル防止総合講座(令和元年度のテーマはパワハラ防止)等の数多くのセミナー・講座の講師を務め、ち密な解説には定評がある。



「何でもパワハラ」に異議を唱える企業側実力弁護士です。

パワハラ等防止対策総合支援事業 令和元年8月～令和5年3月まで実施

パワハラ等防止対策セミナー以外にも下記の事業を実施します。詳しくはセミナーにてご説明します。

1. 機関誌による情報提供

名北協会機関誌 令和元年8月号を「パワハラ防止特集号」とし、弁護士、医学ジャーナリスト・医学博士、元愛知労働局紛争調整員、元労働基準監督署長、シニア産業カウンセラー、社会保険労務士、新聞記者 がそれぞれの視点でパワーハラスメントについての記事を執筆します。名北以外の地区の協会員も名北協会ホームページで閲覧可能です。



2. パワハラ等相談室の開設

名北協会の企業の労働110番相談活動(年間相談約9,600件)に併設し、企業の相談に社会保険労務士等の相談員がお答えします。名北以外の地区の協会員も相談可能です。



3. 年間開催 講座・研修での解説

- (1)第3回労働トラブル防止総合講座 (10月11日午後1時30分～午後4時30分 会費:会員6,200円)
講師:宮澤俊夫弁護士 テーマ: パワーハラスメントの防止と発生時の適正対応
- (2)ハラスメント防止研修・ハラスメント相談窓口担当者研修 (9月20日・2月14日と12月12日。ともに午後1時30分～午後4時30分 会費:ともに会員5,400円) 講師:新美智美シニア産業カウンセラー
- (3)労働実務総合研修(年6回開催、午前9時30分～午後4時30分。会費:会員,9,250円)
講師:名北協会 石田幹夫副会長 テーマ:労働トラブル防止(1時間の中の1項目として解説)



4. 企業出張研修の実施

新美智美氏等のシニア産業カウンセラー、社会保険労務士等の講師が企業に出張し、管理者、社員に対するパワーハラスメント等防止のための研修を実施します。費用:1時間97,200円から



5. パワハラ防止劇DVDの販売

名北協会作成のパワハラ防止劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の販売をいたします。脚本と幕間解説は新美智美氏です。全4幕70分。価格30,000円(税込)



6. 勤労者労働総合相談センターの設立

労働基準協会関連組織 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング(名古屋市東区白壁2-13-18 グランシャリオ白壁。名北協会東隣)内に相談センターを設立し、契約企業の労働者の相談に対応します。相談内容もパワーハラスメントに限らず、セクシャルハラスメント、パートタイム労働、派遣労働等の企業に構築が求められる相談の、外部相談専門機関となります。また、ご希望により内部通報制度の窓口としての対応も可能です。外部の公正な相談機関として、労働者が相談しやすく、パワーハラスメント等防止と早期発見・解決に有効です。

相談体制:相談センター長 新美智美氏 相談員 法人社員・勤務社会保険労務士4名。
※年間契約費用は今後決定し周知をさせていただきます。

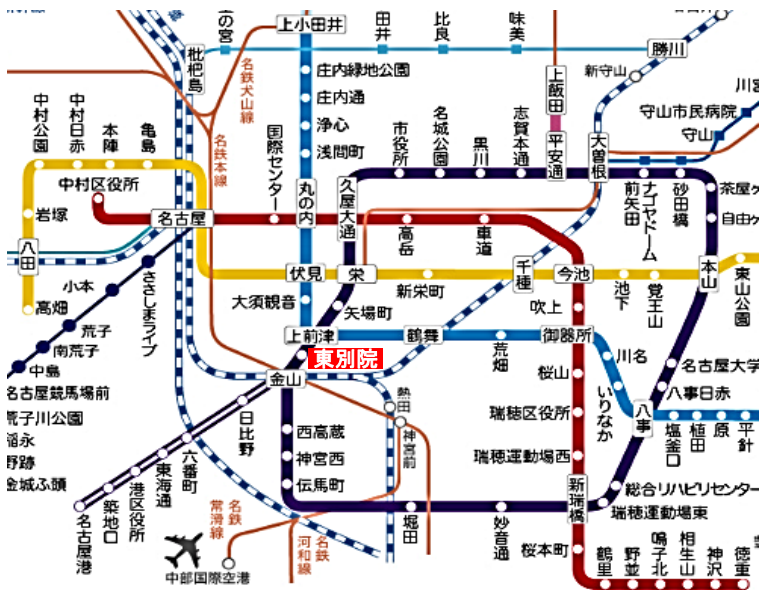


申込要領 申込書を下記の各労働基準協会にファックスください。事務処理協会(名北協会)より受講票をお送りいたします。

連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付
〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
電話(052)961-1666 FAX(052)962-1670

【交通アクセス】

地下鉄 名城線「東別院」下車1番出口から東へ徒歩3分
市バス 金山26系統または昭和巡回系統「大井町」バス停前
駐車台数 49台
駐車料金 30分以上1回300円(30分以内無料)
※駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。



名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港案1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木質東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

パワハラ等防止対策セミナー 申込書(コピー可)

事業場名		TEL	()	—
事業内容		FAX	()	—
所在地	〒			
ご出席者	氏名	所属部署・職名	氏名	所属部署・職名
受講票送付先	受講者 ・ 担当者(部署名) ・ 様)			

会員番号※

--	--	--	--	--

※会員番号 名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。
※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。